

休眠預金の活用に係る仕組み・制度案の検討に係る調査
－ 調査報告書（概要版） －

平成 24 年 9 月 14 日

目次

1	本調査の位置づけ	2
2	想定される休眠預金管理の実現パターンと全体像.....	2
3	休眠預金移管額・払戻し額の分析結果	8
4	管理機関の事業活動に係るコスト算定及び収支シミュレーション.....	9
5	実現パターンの総合評価	14
6	実現に向けた今後の取組課題	15
7	休眠預金活用に向けた工程表（案）	17

1 本調査の位置づけ

我が国経済の活力を取り戻す手段として、成長マネーの供給拡大を図ることが成長ファイナンス推進会議において議論されており、具体的方策の一つとして長期にわたって入出金等の異動がない、いわゆる「休眠預金」の有効活用が検討されている。

家計金融資産の中で遊休資産となっている休眠預金を新産業創造や創業支援、事業再生等に対する成長マネーの資金供給源として有効活用することにより、我が国経済の成長力を向上させることが休眠預金活用の目的とされている。

休眠預金の活用については、平成24年5月8日に開催された第2回成長ファイナンス推進会議の中間報告において、①預金者からの支払要求には応じる仕組みにすること、②過去の休眠預金に遡って活用の対象とはしないこと、③然るべき法的措置を講じること、を前提として検討を進めることが決定した。

本調査はこれらの前提を踏まえ、休眠預金の金融機関からの移管方法、一元的な管理に関し管理機関の設定方法とその役割、預金者からの払戻し請求に応ずることができるような組織・体制及びシステムの在り方、その構築・運営方法等に関し、必要なコストを算定しつつ、実効的かつ持続可能な仕組みについて調査・検討を行った。

2 想定される休眠預金管理の実現パターンと全体像

休眠預金の活用には、金融機関から移管する休眠預金口座及び金銭を一元的に管理する機関を設けることを前提としている。

一方、休眠預金に対する預金者からの照会や払戻し請求等に係る事務については、表1に示すような管理機関にて原則全ての事務を一元的に対応する集中型や、一部の事務を移管元の金融機関に委託して対応する分散型など様々なパターンが想定される。

本調査では、休眠預金の管理・運営方式の方向性を決定するために、表1で示す5パターンに対して定性的かつ定量的な分析、評価を実施した。

表1 休眠預金活用の実現パターン

No.	概要	業務実施機関			
		照会	払戻し		
			請求受付	払戻し額算定	金銭の支払い
I	管理機関にて原則払戻しの事務を一元に対応する(集中型)	管理機関及び 移管元金融機関	管理機関 (郵送)	管理機関 (利息は一定利率を適用)	管理機関
II	基本的に管理機関で一元的に払戻しの事務を行うが、請求受付については金融機関に委託して対応する		移管元金融機関 (窓口)		
III	請求受付及び払戻し額算定(利息・税金の計算)を金融機関に委託して対応するが、金銭の支払いは管理機関で対応する			移管元金融機関 (利息は預金時の利率を適用)	
IV	照会及び払戻しに係る事務を移管元の金融機関に委託するが、照会業務のみ管理機関でも対応する				
V	照会及び払戻しに係る事務を移管元の金融機関に委託して対応する(分散型)	移管元金融機関			移管元金融機関

(1) 実現パターンⅠの全体像

実現パターンⅠは、管理機関にて原則全ての事務を一元的に対応することを基本とし、預金者からの照会受付から払戻しまでを一貫して管理機関にて行うこととする。ただし、預金者は自分の口座が休眠預金として移管されているかを把握していないことが予想されるため、管理機関ではなく金融機関に直接照会する場合を考慮して移管元の金融機関においても照会可能とする。金融機関での照会の結果、預金者が払戻しを希望する場合は、金融機関にて払戻し請求書を手交し、管理機関に対して払戻し請求を行う旨を案内する。また、管理機関において払戻しの窓口を全国に用意することは現実的ではないため、払戻し請求は預金者が郵送で行う前提とする。（図 1）

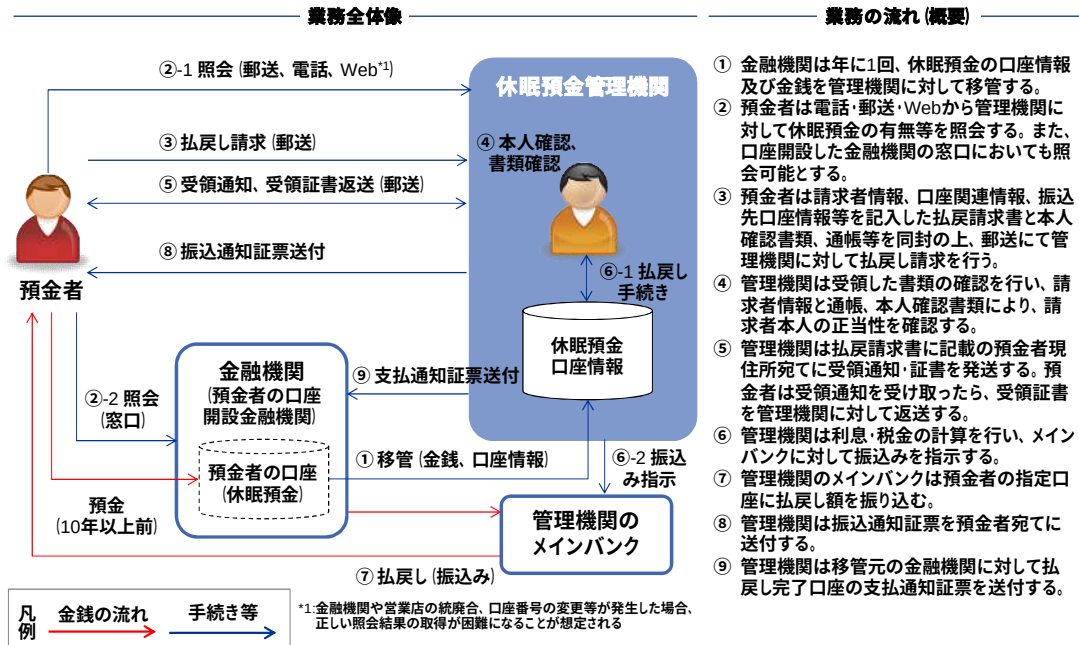


図 1 実現パターンⅠの全体像

実現パターンⅠについての預金者の利便性の観点と、金融機関及び管理機関における業務面での定性的な評価結果を表 2 に示す。

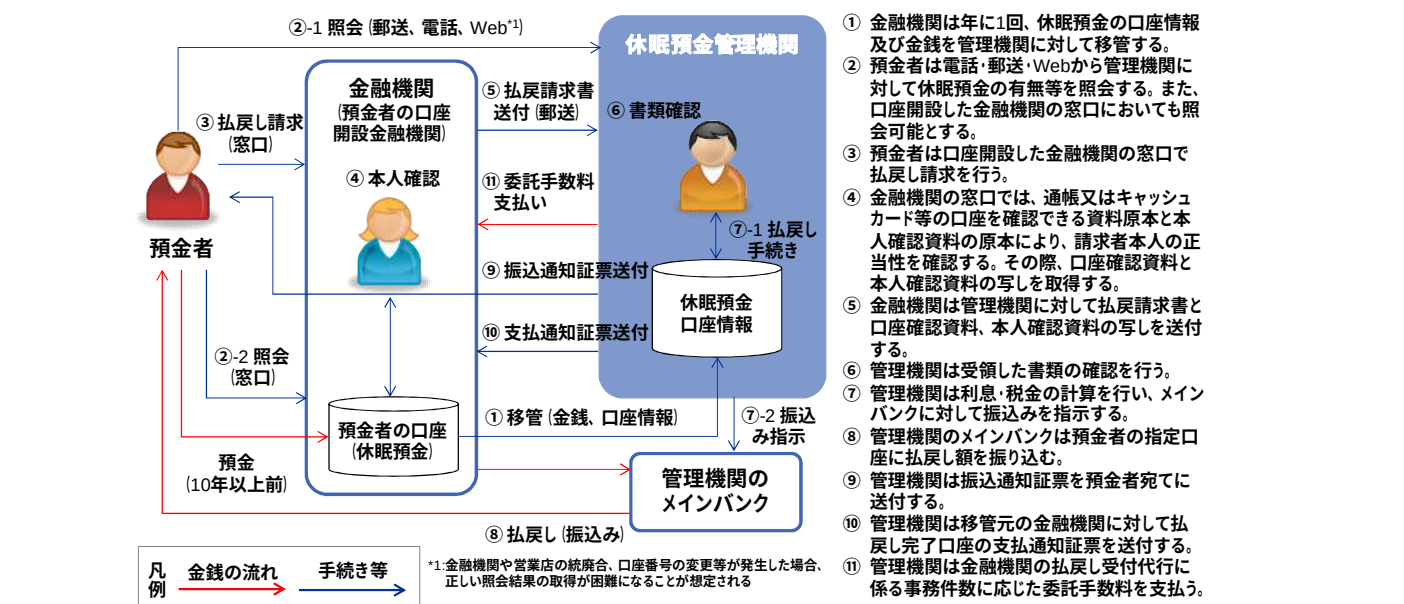
表 2 実現パターンⅠの定性評価

評価項目	評価結果
1. 預金者の利便性	
休眠預金口座の確認	＋ 金融機関窓口の他に、管理機関に対して郵送、電話、Web での照会が可能
払戻しのための準備	－ 住所変更時の戸籍の附表など本人確認資料の準備作業が多い
払戻し請求方法	＋ 郵送にて払戻し請求が可能
休眠預金に適用する利率の変更有無	－ 管理機関が定める一律の利率とするため、想定せぬ利息額となり得る
請求から払戻しまでに要する時間	－ 管理機関に対する払戻し請求書送付や管理機関における書類確認、本人確認のための受領通知の受け取り及び返送、振込み等の手続きにより、払戻し請求から払戻し額の受け取りまで数日から数週間の時間を要する
2. 業務面（金融機関、管理機関）	
休眠預金口座情報の移管	－ 口座情報の他に、照会・払戻しのための預金者情報、印影情報の移管が必要
移管後の休眠預金情報の管理	＋ 管理機関が定める一律の利率とするため、金融機関の利率情報の提供が不要
照会者・請求者の本人確認の確実性	－ 面前での手続きでないことによるなりすましリスクが高い
資金決済の複雑度	＋ 管理機関が預金者に直接払戻すため、金融機関と管理機関の間の資金決済の複雑度は低い

実現パターンⅡは、預金者が郵送にて払戻し請求を行うのではなく、移管元の金融機関に対し

金融機関では通帳等の口座確認資料と本人確認資料の原本、印鑑等を基に本人確認を行い、請

業務全体像 業務の流れ(概要)



定規、および、(II)においての割合者の利便性の向上に、金融機関及び管理機関)による業務の一

Table 1	Table 2
---------	---------

評価項目	評価結果
1. 預金者の利便性	
休眠預金口座の確認	＋ 金融機関窓口の他に、管理機関に対して郵送、電話、Web での照会が可能
払戻しのための準備	現在の払戻し方法と変わらない
払戻し請求方法	現在の払戻し方法と変わらない（移管元の金融機関にて払戻し請求を行う）
休眠預金に適用する利率の変更有無	－ 管理機関が定める一律の利率とするため、想定せぬ利息額となり得る
請求から払戻しまでに要する時間	－ 管理機関における書類確認や振込み等の手続きにより、払戻し請求から払戻し額の受け取りまで数日の時間を要する
2. 業務面（金融機関、管理機関）	
休眠預金口座情報の移管	－ 口座情報の他に、照会・払戻しのための預金者情報のデータ移管が必要
移管後の休眠預金情報の管理	＋ 管理機関が定める一律の利率とするため、金融機関の利率情報の提供が不要
照会者・請求者の本人確認の確実性	面前での手続きであるため、なりすましリスクを抑えることが可能
資金決済の複雑度	＋ 管理機関が預金者に直接払戻すため、金融機関と管理機関の間の資金決済の複雑度は低い

金融機関では実現パターンⅡと同様に請求者本人の正当性を確認した後、口座の元金の確認及び利息・税金を計算した上で払戻し額を確定し、管理機関に対して払戻し額を記載した払戻請求書及び確認資料の写しを送付する。管理機関では受領した資料の確認及び払戻し額の確認を行い、預金者の指定口座へ振り込む前提とする。(図 3)

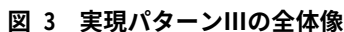


表 4 実現パターンIIIの定性評価

5

(4) 実現パターンⅣの全体像

実現パターンⅣは、預金者からの照会受付から払戻しまでの事務を一貫して金融機関に委託して対応する方式とする。ただし、引越し等の理由により預金者が金融機関に出向くことが困難な場合が想定されるため、管理機関においても郵送、電話、Web等のチャネルから照会可能とする。

金融機関は預金者からの払戻し請求の受付から金銭の払戻しまで対応した後、管理機関に対して支払依頼書を送付する。管理機関では受領した支払依頼書に基づき、金融機関に対して立替金を支払う前提とする。（図 4）

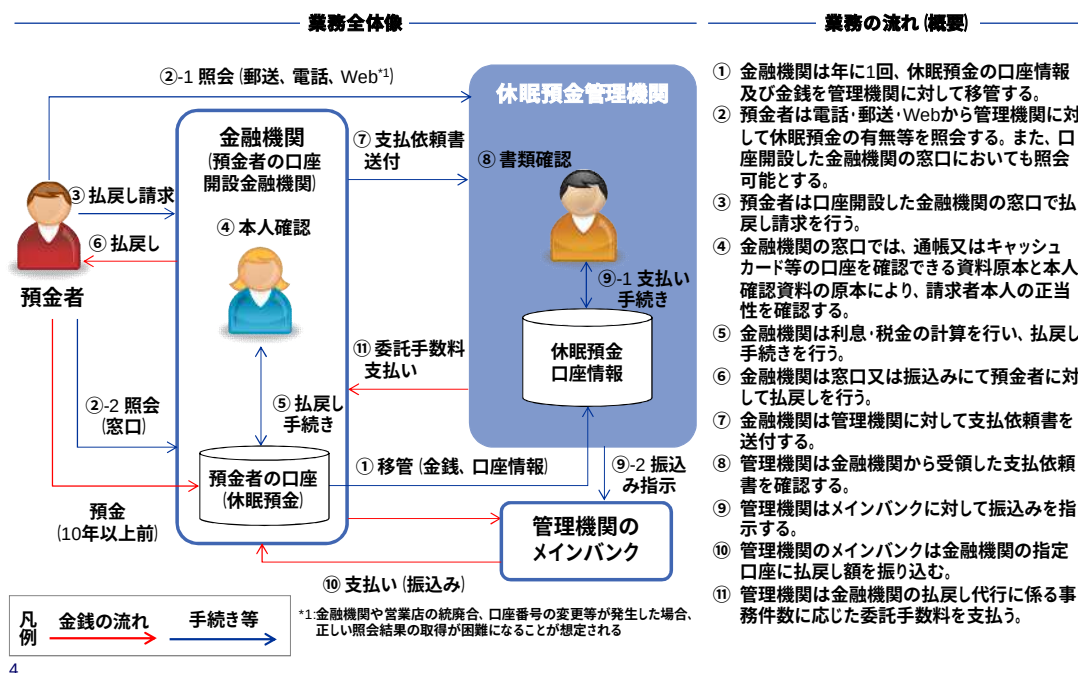


図 4 実現パターンⅣの全体像

実現パターンⅣについての預金者の利便性の観点と、金融機関及び管理機関における業務面での定性的な評価結果を表 5 に示す。

表 5 実現パターンⅣの定性評価

評価項目	評価結果
1. 預金者の利便性	
休眠預金口座の確認	＋ 金融機関窓口の他に、管理機関に対して郵送、電話、Webでの照会が可能
払戻しのための準備	現在の払戻し方法と変わらない
払戻し請求方法	現在の払戻し方法と変わらない（移管元の金融機関にて払戻し請求を行う）
休眠預金に適用する利率の変更有無	預金時の利率を継続するため、預金者の想定に合った利息額となる
請求から払戻しまでに要する時間	金融機関の窓口で即時に対応して、その場で払戻すことが可能（ただし、金融機関の実務によっては数日を要する場合もある）
2. 業務面（金融機関、管理機関）	
休眠預金口座情報の移管	－ 口座情報の他に、照会のための預金者情報のデータ移管が必要
移管後の休眠預金情報の管理	－ 金融機関の利率情報の定期的な提供が必要
照会者・請求者の本人確認の確実性	面前での手続きであるため、なりすましリスクを抑えることが可能
資金決済の複雑度	－ 金融機関が預金者に払戻すため、立替金や立替利息、源泉徴収した利息税の納税方法等の金融機関と管理機関の間の資金決済の複雑度が高い

(5) 実現パターンVの全体像

実現パターンVは、預金者からの照会受付から払戻しまでの事務を一貫して金融機関に委託して対応する方式とする。実現パターンIVでは預金者は管理機関に対して照会可能であるが、実現パターンVでは管理機関において預金者に対する窓口機能は提供しない前提とする。（図 5）

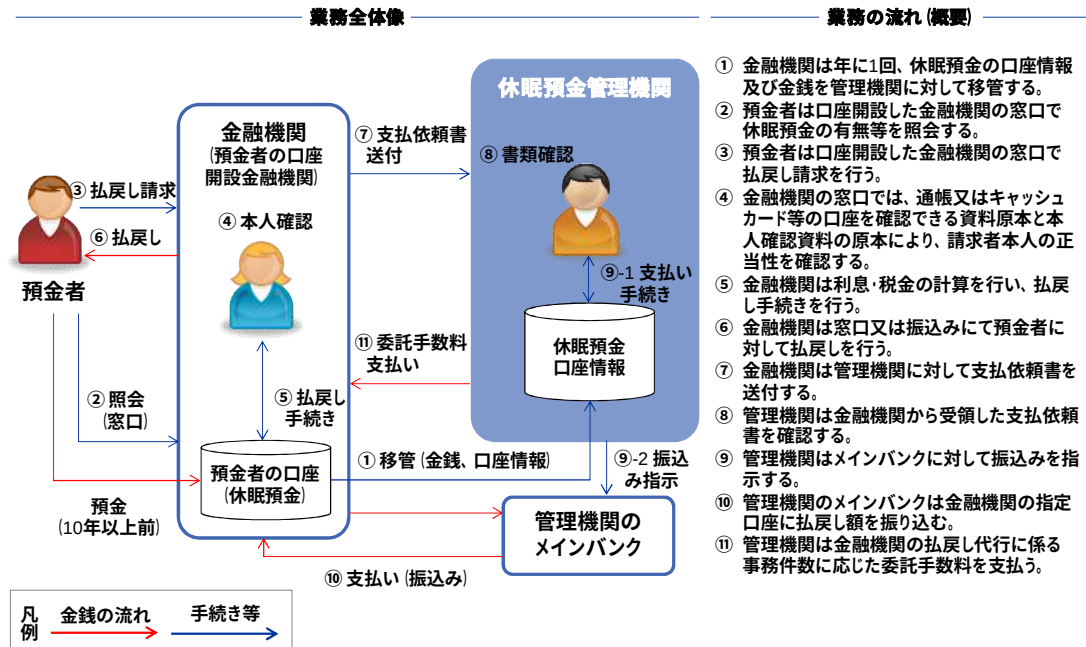


図 5 実現パターンVの全体像

実現パターンVについての預金者の利便性の観点と、金融機関及び管理機関における業務面での定性的な評価結果を表 6 に示す。

表 6 実現パターンVの定性評価

評価項目	評価結果
1. 預金者の利便性	
休眠預金口座の確認	現在と変わらない（移管元の金融機関でのみ照会可能）
払戻しのための準備	現在の払戻し方法と変わらない
払戻し請求方法	現在の払戻し方法と変わらない（移管元の金融機関にて払戻し請求を行う）
休眠預金に適用する利率の変更有無	預金時の利率を継続するため、預金者の想定に合った利息額となる
請求から払戻しまでに要する時間	金融機関の窓口で即時に対応して、その場で払戻すことが可能（ただし、金融機関の実務によっては数日を要する場合もある）
2. 業務面（金融機関、管理機関）	
休眠預金口座情報の移管	＋ 金融機関での照会、払戻しとなるため、口座情報のみのデータ移管で済む
移管後の休眠預金情報の管理	－ 金融機関の利率情報の定期的な提供が必要
照会者・請求者の本人確認の確実性	面前での手続きであるため、なりすましリスクを抑えることが可能
資金決済の複雑度	－ 金融機関が預金者に払戻すため、立替金や立替利息、源泉徴収した利息税の納税方法等の金融機関と管理機関の間の資金決済の複雑度が高い

3 休眠預金移管額・払戻し額の分析結果

休眠預金の移管額及び払戻し額の推定並びに後述するコスト算定においては、現段階で参考となる情報が限定的で精緻な分析が困難なため、楽観値及び悲観値という形で幅を持たせて推定を行った。休眠預金移管額及び払戻し額の楽観値・悲観値の前提条件を表 7 に示す。

表 7 休眠預金移管額・払戻し額推定の前提条件

	楽観値	悲観値
休眠預金移管額	全国銀行預金残高（10 年前）に対する休眠預金発生額の割合が <u>現在と変わらない</u> 想定	楽観値の前提で試算した休眠預金発生額に対して <u>10%減少</u> する想定
全体（管理機関と金融機関）の払戻し額	休眠預金発生額に対する払戻し額の割合が <u>現在と変わらない（40%）</u> 想定	休眠預金発生額に対する払戻し額の割合が <u>現在より 20%増加（60%）</u> する想定
管理機関の払戻し率	一部金融機関における過去実績の <u>中央値</u> と同等想定	一部金融機関における過去実績の <u>最大値</u> と同等想定
払戻し口座数（払戻し平均額）	全体の払戻し額に対する払戻し口座数（＝1 口座当たり払戻し平均額）が <u>現在と変わらない</u> 想定	全体の払戻し額に対する払戻し口座数（＝1 口座当たり払戻し平均額）が <u>現在より増加（払戻し平均額は減少）</u> する想定

2014 年度を 1 年目とした 10 年間を推定期間として、移管額及び払戻し額を推定した結果を図 6 に示す。図 6 のとおり、10 年目時点では 6,036 億円（悲観値）から 9,259 億円（楽観値）の預金残高（毎年の移管額から払戻し額を差し引いた金額）が累積されると予想される。ただし、休眠預金移管額については、新規口座開設数が近年減少していることや、ネットバンキングの普及等預金口座の利用環境が向上した影響もあり、将来的に休眠預金発生割合が減少する可能性がある点に留意が必要である。

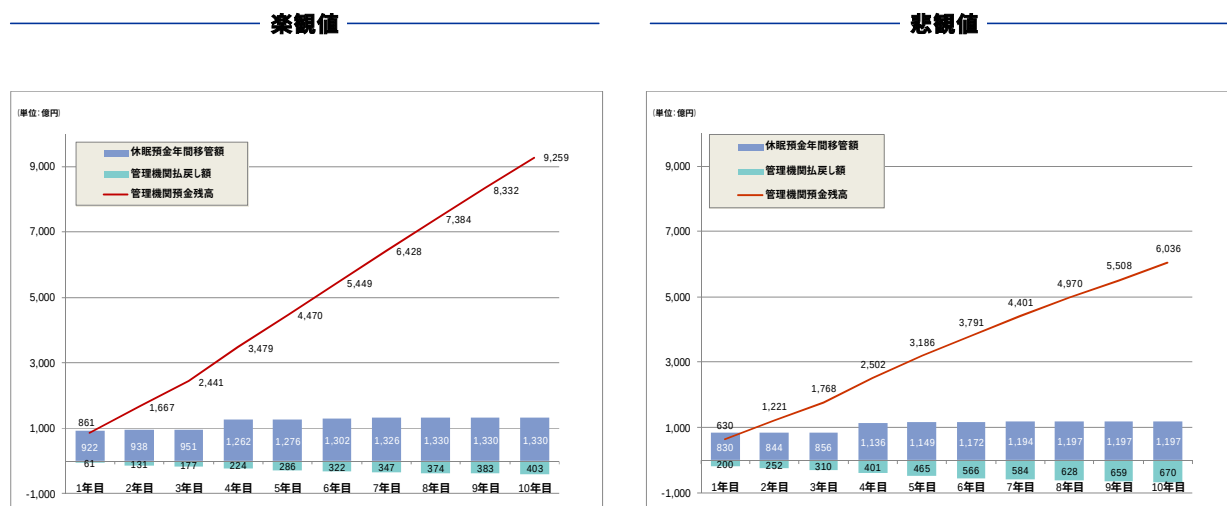


図 6 休眠預金移管額・払戻し額、預金残高の推定結果

4 管理機関の事業活動に係るコスト算定及び収支シミュレーション

(1) コスト算定の前提条件

管理機関の事業活動に係るコストの算定に当たっては、まず、管理機関に全ての事務を一元化する実現パターンⅠ（集中型）と、全てを金融機関に委託する実現パターンⅤ（分散型）についてコスト算定を行った。加えて、これらの中間形態のうち、預金時の利率を継続使用でき、かつ預金者への支払い事務を管理機関の責任で実施できる実現パターンⅢについてもコスト算定を行った。

コスト算定は表 8 のとおり、「人件費」、「システム費用」、「郵便費及び振込手数料」、「その他物件費及び税金」、「金融機関に支払う委託手数料」といった管理機関の事業活動で発生する主要なコスト項目ごとに金額算定を行い、その積み上げで管理機関全体に係る運営経費の推定を行った。

表 8 管理機関の事業活動に係るコスト項目と算定手順

コスト項目	コスト算定手順
人件費	想定される払戻し件数及び照会件数、対象となる金融機関数等から主要な事務に係る人員数を算出する。また、融資や資金運用可能額から融資・資金運用部門の人員数を算出し、間接部門の人員数についても全職員数の 15～20%と仮定し算出する。 算出した人員数のうち、外部委託又は派遣により担える範囲と正規職員で担うべき範囲に分類し、それぞれで想定される給与水準で全体の人件費を算出する。 なお、管理機関に要する人員数・人件費については、既存機関を活用することで削減の可能性が想定される。
システム費用	本調査で整理したシステムに求められる機能要件、非機能要求等を基に、IT ベンダーからシステム開発費用、機器等費用等の初期費用と、運用・保守費用等のランニング費用の概算見積りを取得する。なお、初期費用については 5 年間で均等償却する想定で最初の 5 年間の減価償却費として経常経費に計上する。
郵便費及び振込手数料	郵便費（預金者への照会結果の通知書送付や預金者又は金融機関からの払戻請求書の送付、振込通知証票の送付等）及び金銭の振込手数料について、想定される照会件数・払戻し件数を用いて算出する。
その他物件費及び税金	前述のシステム費用、郵便費及び振込手数料の他に必要な物件費及び税金について、金融機関（地方銀行）の財務諸表の実績値を参考に人件費との相対比率で算出する。
金融機関に支払う委託手数料	パターンⅢ・Ⅴについては、払戻しに係る一部事務を金融機関に委託することから、想定される払戻し件数に応じた委託手数料を算出する。 委託手数料の単価は今後の金融機関との調整事項であるが、一部金融機関への照会結果に基づき、休眠預金の払戻しに係る処理工数を基に以下の前提とする。 なお、休眠口座や印影情報をシステムで管理し、利息・税金をシステムで計算している前提で算出した委託手数料を楽観値とし、休眠口座や印影情報を紙で管理し、利息・税金を手計算している前提で算出した委託手数料を悲観値とする。また、ここでは各金融機関におけるシステム投資額は考慮しないこととする。 ・ 楽観値ケースの委託手数料 ➢ パターンⅢ：1,369 円／件 ➢ パターンⅤ：1,650 円／件 ・ 悲観値ケースの委託手数料 ➢ パターンⅢ：3,341 円／件 ➢ パターンⅤ：3,623 円／件 なお、委託手数料の算出にあたっては、払戻し事務以外にも金融機関で発生しうる負担について考慮が必要か、さらに検討が必要である。また、委託手数料の支払い方法も、一連の委託事務に相応する委託手数料を均した上で、例えば移管時と払戻し時に分割して支払う等も検討しうる。

(2) 管理機関の運営経費の推定結果

パターンⅠ・Ⅲ・Ⅴの3ケースで10年間の運営経費を推定した結果、図7のとおり、10年目時点ではパターンⅠで71億円（楽観値）から107億円（悲観値）、パターンⅢで76億円（楽観値）から140億円（悲観値）、パターンⅤで37億円（楽観値）から84億円（悲観値）が管理機関の運営経費として発生する結果となった。なお、管理機関の運営経費に影響する重要要素として、照会業務に係る人件費が高いことが挙げられるため、パターンⅢにおいて、管理機関で照会業務を実施しないケースをパターンⅢ'として追加で定義し、運営経費の比較を行った。

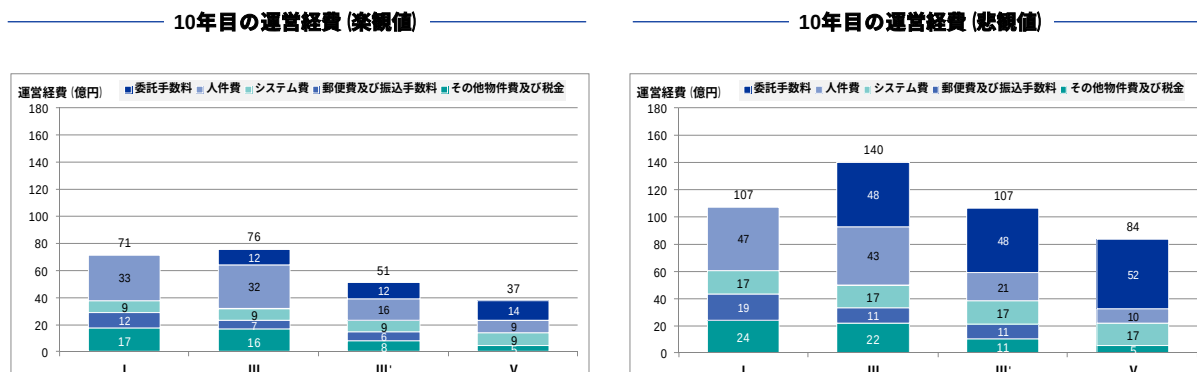
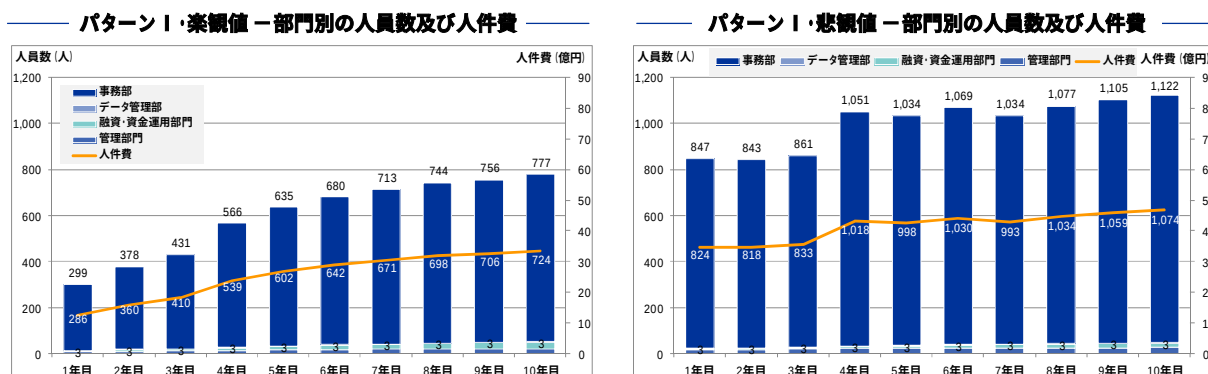


図7 管理機関発足から10年目時点で想定される運営経費比較

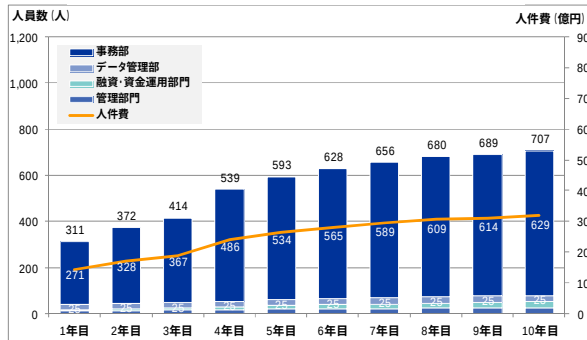
運営経費の推定結果から、照会業務に係る人件費が運営経費の大きな影響要素であることと、悲観値においては金融機関に対する委託手数料が運営経費全体に占める割合が高い結果となった。

したがって、実現パターンの選択においては照会業務の有無及び金融機関との委託手数料の調整・合意が、最終的な休眠預金の活用可能額を左右する重要要素になると考えられる。

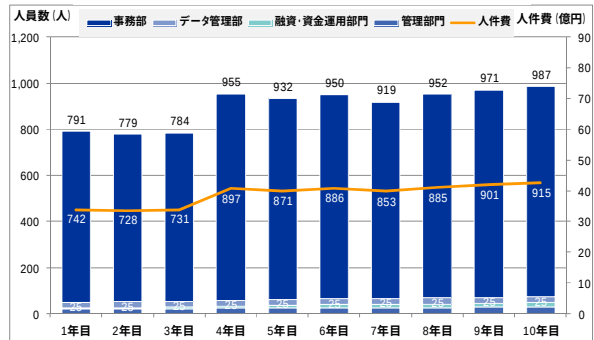
なお、図7の運営経費のうち、人件費の算定根拠となる管理機関の人員総数の詳細は図8のとおり、管理機関発足後10年目時点において、パターンⅠでは777人（楽観値）から1,122人（悲観値）、パターンⅢでは707人（楽観値）から987人（悲観値）、パターンⅢ'では304人（楽観値）から442人（悲観値）、パターンⅤでは148人（楽観値）から180人（悲観値）との結果となった。人員数の多くが照会や払戻しに係る事務要員となっており、これら人員の多くは外部委託又は派遣社員により担えるものと考えている。



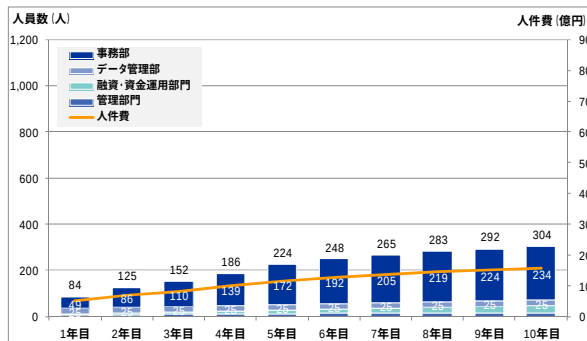
パターンⅢ・楽観値－部門別の人員数及び人件費



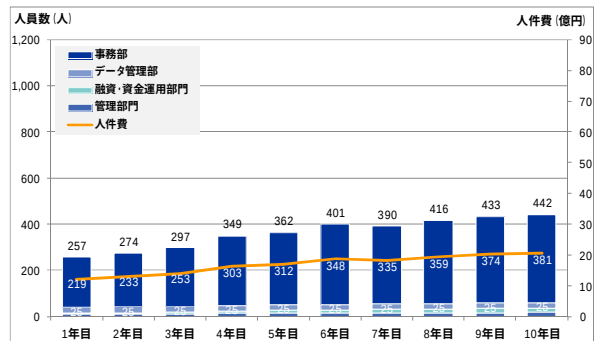
パターンⅢ・悲観値－部門別の人員数及び人件費



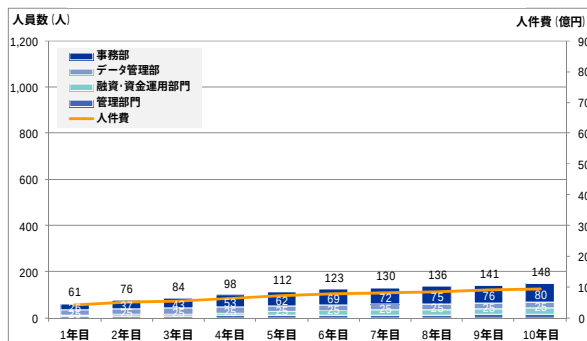
パターンⅢ・楽観値－部門別の人員数及び人件費



パターンⅢ・悲観値－部門別の人員数及び人件費



パターンⅤ・楽観値－部門別の人員数及び人件費



パターンⅤ・悲観値－部門別の人員数及び人件費

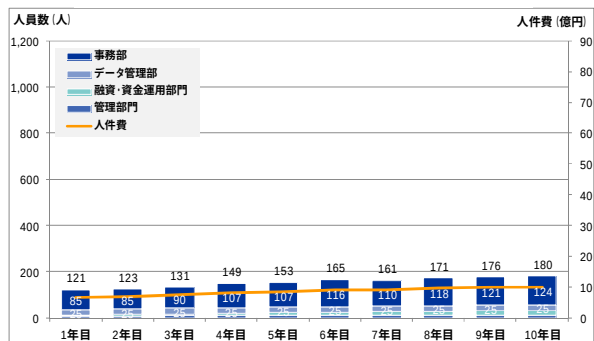
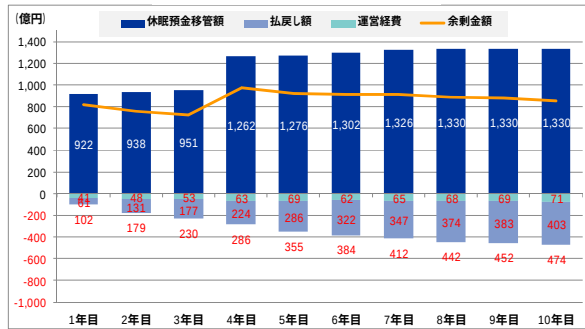


図 8 実現パターンごとの人員数及び人件費の推移

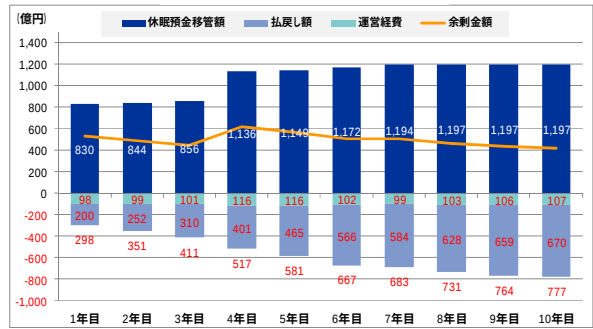
(3) 管理機関の事業活動における収支シミュレーション

管理機関における移管金額の会計上の取扱いは、移管金額を収益（現金受入益）として計上する一方、移管債務をその期の損失（債務受入損）として計上することを想定しているため、収支シミュレーションとしては、事業活動による「キャッシュの流れ」に着目し、図 9 のとおり実現パターンごとの年度別の収支シミュレーションを実施した。なお、管理機関においては、貸付及び資金運用等の投資活動も想定されるが、本調査ではシミュレーションの対象外としている。

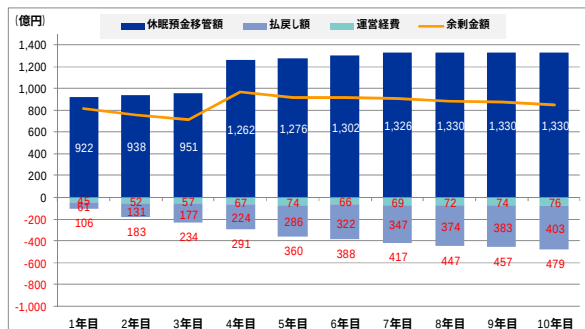
パターンⅠ・楽観値の余剰金額



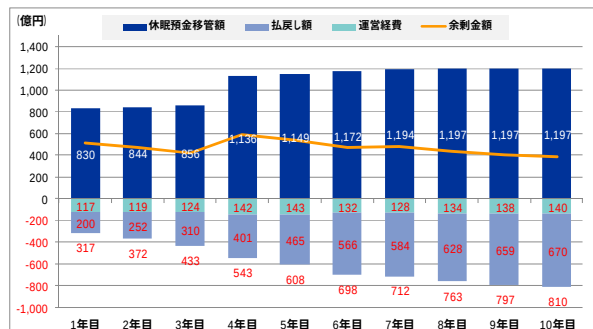
パターンⅠ・悲観値の余剰金額



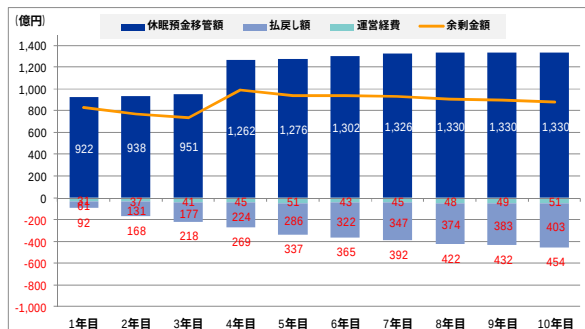
パターンⅢ・楽観値の余剰金額



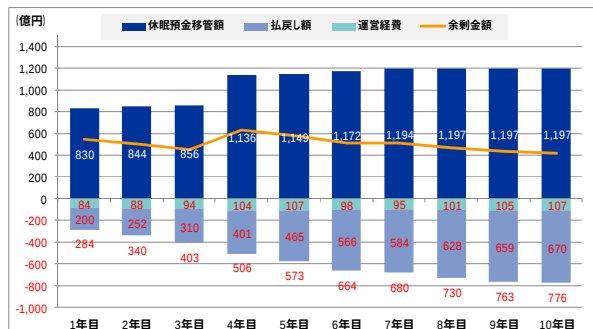
パターンⅢ・悲観値の余剰金額



パターンⅢ・楽観値の余剰金額



パターンⅢ・悲観値の余剰金額



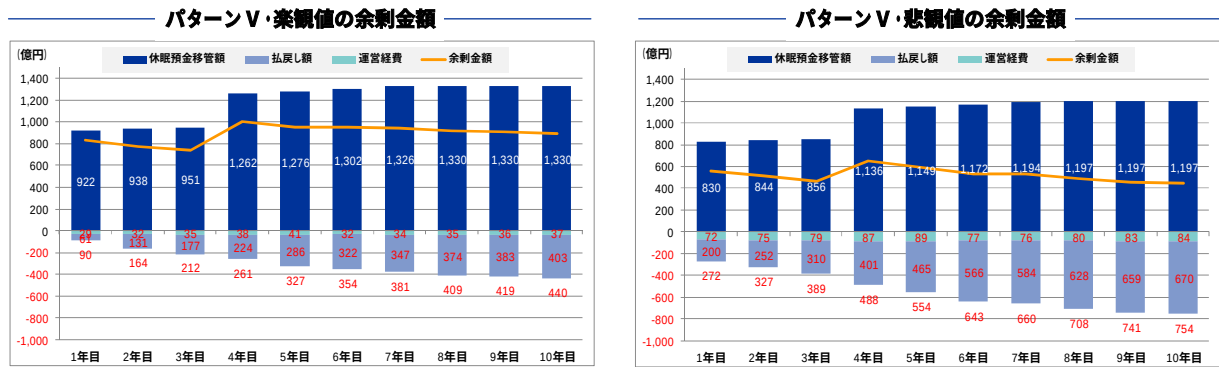


図 9 実現パターンごとの年度別収支シミュレーション

成長マネーとしての活用可能額は、年度ごとに発生する余剰金額を毎年度累積した累積余剰金額から、翌年度に払戻しが想定される額を手元流動性確保のための留保額として差し引いて推定した。本手順で算出した活用可能額を図 10 に示す。

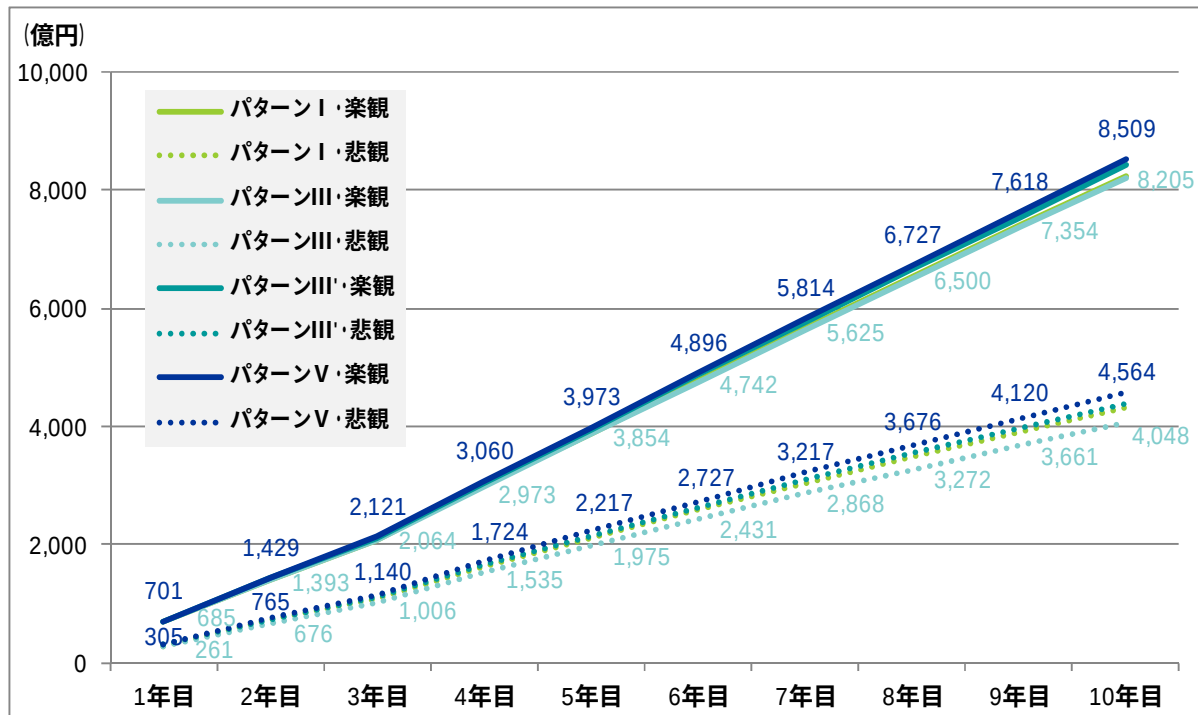


図 10 成長マネーとしての活用可能額

推定の結果、10年目時点では、パターンⅠで4,321億円（悲観値）から8,248億円（楽観値）、パターンⅢで4,048億円（悲観値）から8,205億円（楽観値）、パターンⅢ'で4,383億円（悲観値）から8,417億円（楽観値）、パターンⅤで4,564億円（悲観値）から8,509億円（楽観値）が成長マネーとして活用可能と予想される結果となった。

5 実現パターンの総合評価

実現パターンの総合評価として、前述で推定した管理機関の運営経費等の定量的な評価結果に加えて、預金者の利便性や金融機関及び管理機関の業務面、システム面、制度整備面といった定性的な評価を点数化して評価を行った。点数化に際して各評価項目の重み付けを行い、定性的な評価点の合計 50 点満点に対し、管理機関の運営経費を点数化した経済性を 30 点満点とする配分で評価を行った。（表 9）

表 9 実現パターンの総合評価結果

評価項目	重み	I	III	III'	V	評価基準
1. 預金者の利便性						
休眠預金口座の確認	1	2	2	1	1	2: 現在より改善 1: 現在と同等 0: 現在より悪化
払戻しのための準備	1	0	1	1	1	
払戻し請求方法	1	2	1	1	1	
休眠預金に適用する利率の変更有無	3	0	1	1	1	
請求から払戻しまでに要する時間	1	0	0	0	1	
小計		4	7	6	7	
2. 業務面（金融機関、管理機関）						
休眠預金口座情報の移管	2	0	1	1	2	2: 相対的に良い 1: 相対的に普通 0: 相対的に悪い
移管後の休眠預金情報の管理	2	1	0	0	0	
照会者・請求者の本人確認の確実性	3	0	1	1	1	
資金決済の複雑度	2	1	1	1	0	
小計		4	7	7	7	
3. システム面						
機能要求の複雑度	2	0	0	1	1	2: 複雑度・水準は普通 1: 複雑度・水準が高い要素が一部 0: 複雑度・水準が高い要素が複数
非機能要求の水準	2	0	1	2	2	
小計		0	2	6	6	
4. 制度整備面						
誤払い・情報漏洩等防止に対するリスクコントロール上の法的見解の整理	2	0	1	2	2	2: 法的対応は不要 1: 一部法的対応が必要 0: 困難な法的対応が必要
管理機関側で利率を一律で適用することに対する法的対応	3	0	2	2	2	
小計		0	8	10	10	
5. 経済性						
楽観値ケースの想定運営経費（10 年目時点）	3	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0: 60 億円未満 0.0: 150 億円以上 として 10 億円につき 0.5 点ずつ増減
悲観値ケースの想定運営経費（10 年目時点）	3	2.5	0.5	2.5	3.5	
小計		19.5	13.5	22.5	25.5	
合計		27.5	37.5	51.5	55.5	

本評価は、前提となる条件を仮置きした上での暫定的な試算となるが、結果として移管元の金融機関に事務を委託する分散型の実現パターンⅤが最も高い評価となり、預金者への金銭の払戻し（振込み）事務のみを管理機関側で実施する実現パターンⅢ' も高い評価となった。

預金者への金銭の払戻しを金融機関と管理機関のどちらで実施するかについては、今後金融機関との実務面を中心とした意見収集、調整を行った上で決定すべき事項とし、現段階では移管元

の金融機関に可能な限り事務を委託する分散型の実現方式を基本として検討を進めることが推奨される評価結果となった。また、管理機関における一元的な照会業務の提供については、費用面やシステムでの実現可能性の観点で課題があるため、休眠預金の制度開始後に預金者等の社会からの要望を見極めた上で段階的に開始する等の対応が考えられる。

6 実現に向けた今後の取組課題

法制度整備や金融機関との調整事項等の本調査とは別に、今後検討が必要となる取組課題を表10に示す。これら取組課題については、後述する本年度後半以降の工程において、可能な限り早い段階での検討及び対応方針の確定が推奨される。

表 10 今後の取組課題

課題事項	課題内容
移管対象の口座種別	外貨預金を移管対象とする場合には、円転の有無及び円転する場合にはそのタイミングに応じた手続きを検討する必要がある。 また、金銭信託については、口座の性質及びシステム管理面から移管対象外とすべき考え方もある。 さらに、口座状況による移管の是非についても検討する必要がある。
残高が0円の口座の移管要否	残高が0円の口座に対しても照会を受ける可能性があるため、管理機関への移管対象とすることを原則とするが、現状金融機関や口座種別等によって取扱いが様々であり、移管対象とするか否かについて検討する必要がある。
金融機関における最終利息計算日から移管実施日までの間の利息の取扱いと移管額の確定	原則として金融機関で移管実施日までの利息を計算し、預金債務の元金と当該利息の合計額を移管額とすることを想定している。（管理機関で認識する債務額は当該移管金額と同額とする。）ただし、通常の利息計算日とは異なる移管日に利息計算を行う場合、金融機関において事務面、システム面の両面で困難を伴うことが想定されるため、詳細な方法に関しては今後検討する必要がある。 また、自動継続型定期預金等の利息計算方法や利息の源泉徴収義務の主体についても検討する必要がある。
金融機関における移管時の会計処理	金銭の移管は法律に基づく強制移管という形をとり、会計上は預金債務と現金の相殺のみを行う想定としている。 仮に任意移管とした場合には、税務上金融機関からの寄付金として損金計上をするとともに、当該寄付金を非課税とする措置が想定される。また、パターンⅣ・Ⅴにおいては、払戻し時は管理機関への立替金を計上する（もしくは前払金を取り崩す）などの会計処理が必要と想定される。
管理機関における移管受入時の会計処理	移管金額を収益（現金受入益）として計上する一方、移管債務をその期の損失（債務受入損）として計上し、払戻し時には現金と債務の相殺を行う想定としているが、債務を金融機関からの預金債務を引継ぐのか、新たな債務として認識するかについて検討する必要がある。
払戻し金額の確認方法 （パターンⅢ・Ⅳ・Ⅴの場合）	払戻し元金については管理機関保有の移管額と突合を行い、利息については金融機関から定期的に移管された利率情報を元に管理機関側でも利息を計算して突合を行うことを前提とする。ただし、金融機関からの定期的な利率情報の移管や、管理機関と金融機関それぞれで算定する利息計算結果の厳密な一致は困難と想定されるため、詳細な方法に関しては今後検討する必要がある。 金融機関から利率情報を移管しない場合には、払戻しの際に利息元金及び利息額の簡易な確認を行うとともに、その後、サンプルベースで利息計算過程を入手して詳細な検証を行うなど、いくつかの検証方法が想定される。（ただし、金融機関がシステムを用いて利息計算を実施している場合、利息計算過程の証憑入手は容易でないことが想定される。）

金融機関に払戻し金額を立替払いしてもらい際に発生する利息 (パターンⅣ・Ⅴの場合)	資金の決済方法(金融機関の立替払いではなく、前払い(移管時に払戻し想定額を留保額として控除した上で移管)にするか)や、立替払いとした場合の金融機関へ払戻す頻度、立替金の適用利率等について今後金融機関との調整・合意の必要がある。
金融機関に対する委託手数料	管理機関から金融機関に対して、払戻し件数に応じた委託手数料を支払う想定としているが、移管や移管後の口座情報管理事務などに係る委託手数料の必要性や具体的な単価について、今後金融機関との調整・合意の必要がある。
管理機関と金融機関の間の資金決済方法	金融機関から管理機関への支払いは管理機関のメインバンクにある口座へ振り込む方法を想定している。一方で、管理機関から金融機関へ支払う場合については管理機関のメインバンクを通して支払う方法(内為利用など)などが想定され、詳細について今後金融機関との調整・合意の必要がある。 また、預金者への払戻し立替金や利息税の源泉徴収額(いずれもパターンⅣ・Ⅴの場合)、金融機関に対する委託手数料など資金決算の取りまとめ方法についても検討する必要がある。
口座管理手数料徴収の有無	口座管理手数料を徴収しない前提としているが、今後の国内金融機関の動向や預金者の理解等を踏まえて方針を決定する必要がある。
管理機関における資金運用業務の有無	国債等の低リスク商品による資金運用を想定としているが、貸付可能額との資金活用配分について別途検討する必要がある。
管理機関における貸付業務等の有無	管理機関にて貸付等を行うことも考えられるが、休眠預金の活用に係る議論の結果を踏まえて、別途検討する必要がある。
管理機関における移管後の収益源	資金運用や貸付業務で期待される収益については、今後の休眠預金の活用に係る議論の結果に影響を受ける部分が多い。また、一定期間払戻しがない休眠預金を利益計上するかについては、管理機関の位置づけや計上する利益の取扱い等の政策的判断が必要となる。
誤払い時の責任と対応	原則として管理機関が第一義的な責任を負う想定としているが、払戻し事務を金融機関に委託し、金融機関が実施した行為により誤払いが発生した場合の内部負担については案件に応じて個別に対応を行う必要がある。 また、誤払い時の対応については、必要に応じて金融 ADR 制度を適用することが想定される。
誤払い・情報漏洩等防止のためのリスクコントロール方法	誤払い・情報漏洩等防止のために、移管が必要な情報や照会及び払戻し時に提示が必要な情報並びに回答内容、相続人や代理人からの請求方法等において、法の見解も含めたリスクコントロール方法を検討する必要がある。
金融機関や営業店の統廃合、口座番号の変更等で預金者が認識している情報と金融機関から移管される情報が異なる場合の対応	管理機関で一元的に照会や払戻し業務を行う場合、金融機関や営業店の統廃合、口座番号の変更等により、預金者が認識している情報と金融機関から移管される情報が一致しないことも想定されるため、その場合の対応方法を検討する必要がある(Web 検索においては、正しい照会結果の取得が困難になることが想定される)。

7 休眠預金活用に向けた工程表（案）

休眠預金の活用については、「成長ファイナンス推進会議とりまとめ」（第3回成長ファイナンス推進会議（2012年7月9日）配布）において、「2013年度中にその活用策の検討を含む必要な制度整備を終え、2014年度中に休眠預金の管理・活用に向けた体制を構築する。」として施策工程表が示されている。仮に2015年3月期決算のタイミングで休眠預金の移管・管理を開始した場合、主に管理機関で想定される工程表（案）を図11に示す。

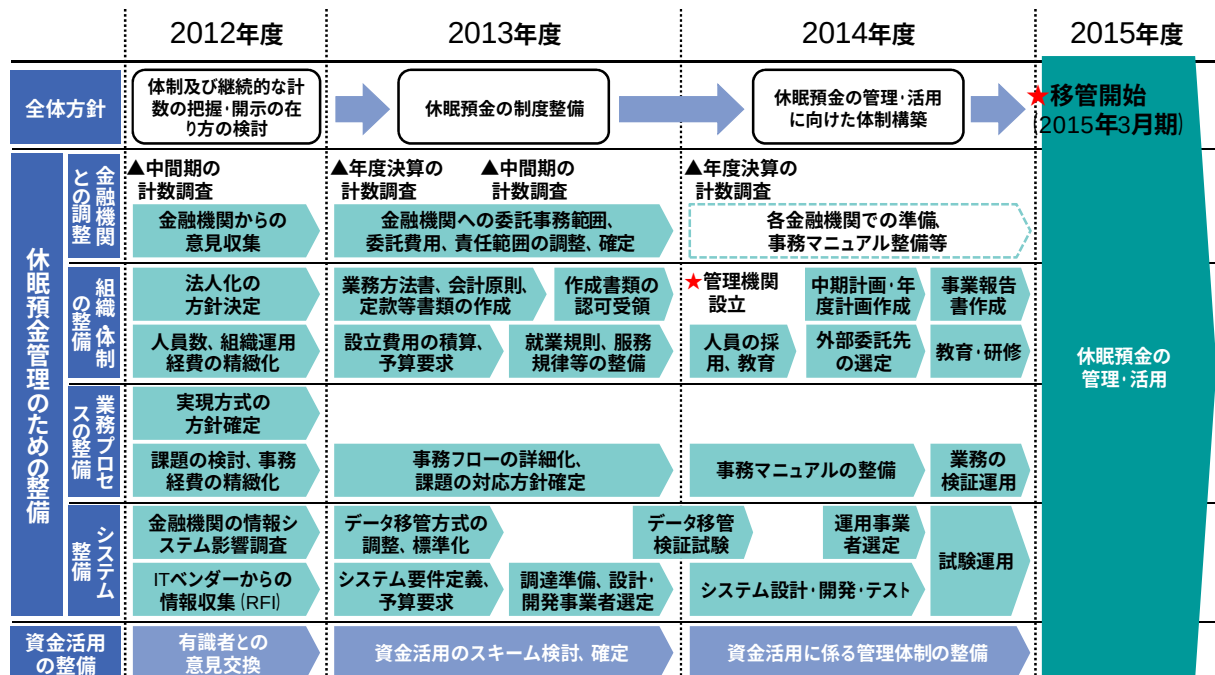


図 11 休眠預金活用に向けた工程表（案）

本調査の結果を踏まえて、まずは早期に実現方式を確定させ、その上で前述の今後の取組課題の検討が必要と考える。また、今後の検討においては金融機関との実務面やシステム面での詳細な調整が重要となり、翌年度以降は各種調整結果を踏まえた事務フローの詳細化やシステムの要件定義を実施する必要がある。

また、本調査では休眠預金の活用が報道等で話題になる以前の計数を前提に推定を行っているため、休眠預金発生額や払戻し額、それに伴う運営経費や活用可能額のより精緻な推定を行うために、本年度中間期決算以降の計数について継続的な調査の実施を推奨する。